

令和8年度 西岐波中学校部活動方針

令和8年4月8日

(1) 休養日等の設定について

- ・原則、水曜日は休養日とする。
- ・原則、土曜、日曜のどちらか1日を休養日とする。
- ・ただし、大会に向けての調整や大会参加のために、土曜、日曜の両日活動する場合は、生徒の健康面、体調面を考慮して、月曜日は休養日とする。
- ・長期休業中は、期間中に週2日程度の休養日が全体として確保できるように計画する。

(2) 休日の練習について

- ・必ず顧問または部活動指導員がついて指導する。(両者ともつけない場合は休みとする。)

(3) 土・日・祝日や休業中に部活へ来るときの服装は練習着、体操服、制服とする。

(4) 自転車の利用について

- ・休日またはいったん家に帰ってくる場合(午前中授業の日の午後練習など)に自転車の利用を許可する。ただし、自転車の点検を確実にし、ヘルメット、安全タスキを必ず着用すること。
- ・自転車の鍵を必ずかけ、自分で管理すること。

(5) 部活動の練習時間

- ・通常 16:40まで 総下校 16:55
- ・大会2週間前から1時間以内の延長を認める。
申請した大会(5回程度)で、文化部も含む。
- ・延長練習したときの時間は下記の通りとする。

ア	4月1日～県新新人戦	部活動終了	17:40	総下校	17:55
イ	県新人戦～1月末	部活動終了	17:00	総下校	17:15
ウ	2月～2月末	部活動終了	17:30	総下校	17:45
エ	3月～3月末	部活動終了	17:40	総下校	17:55